

**「令和 8 年度第 1 回大阪府都市計画公聴会」
の公述人の意見要旨及び大阪府の見解**

公聴会において公述人から述べられた意見のうち、今回変更しようとする都市計画に関するもの
に対しての大阪府の見解は、次のとおりです。

公述人	都市計画案に係る意見（要旨）	意見に対する大阪府の見解
A	・ 今般の都市計画変更は、事業実現に向け本気で取り組む姿勢の表れだと評価する。 ・ 阪神・淡路大震災の経験から、府県境をまたぐ緊急輸送道路の連続性の確保は防災上不可欠であり、神戸の長田から新御堂筋の東三国まで接続することにより、災害時に国道 2 号・43 号を補完する道路網の整備が必要と考えている。 ・ 兵庫県、尼崎市と協働し、兵庫県側の山手幹線は約 10 年で整備を終えることができた。山手幹線が完成してから、大阪府側は 20 年以上も未整備である。いまだに三国塚口線の接続に至っていないのは、大阪府に緊急輸送道路という概念が欠落していることが一因ではないか。 ・ 予算面での課題があるなら、国土強靱化基本計画に基づく予算を確保することも考えられるのではないか。山手幹線は緊急輸送道路であり、災害時国道 2 号、43 号を代替補完するが、県境から大阪池田線までがつながっておらず、国土強靱化の脆弱性そのものである。 ・ 南海トラフ巨大地震は 2030 年～2040 年で発生する確率が高いとされる。したがって、大阪府にも、2035 年までの 10 年で接続するという目標を掲げてほしい。 ・ また、三国塚口線とともに、三国塚口線の東側にある庄内新庄線を国道 423 号、新御堂筋の東三国に接続すれば、神戸から大阪まで国道 2 号、43 号を補完することになるので、庄内新庄線の具体化にも力添えをいただきたい。	・ 本都市計画道路は、国道 176 号から兵庫県境の旧猪名川までを結ぶ幹線道路です。兵庫県側の山手幹線と接続することで国道 2 号や国道 43 号を補完し、阪神間の広域的な道路ネットワークを形成するものです。 ・ 大阪府防災会議にて策定された地域防災計画において広域緊急交通路が選定されており、これは緊急輸送道路に相当するものです。本区間についても、事業化後に関係機関と協議のうえ位置付けられる予定です。 ・ 本都市計画変更は、大阪府都市整備中期計画に位置付けられている事業の着手に向けた手続きです。今後は、関係機関との調整を進めるとともに、国等の支援制度も活用しながら必要な財源の確保に努めていきます。 ・ 本都市計画変更の手続きから工事完了まで、全体で 10 年以上を要する見込みです。都市計画変更後に、建設事業評価を行い、事業を実施するための認可を得ます。その後、現地測量、詳細設計を実施し、土地の境界確定等を経て事業用地を買収し、工事着手となります。事業用地が一定区間まとまって確保できれば、順次工事に着手することも考えられますので、地権者の皆様のご理解とご協力をいただきながら、早期完成を目指してまいります。 ・ 庄内新庄線への延伸については、阪神間のアクセス強化に寄与するものですが、まずは兵庫県に接続する本区間に注力してまいります。
B	・ 阪神間を結ぶ道路整備による防災力の向上及び、鉄道高架化に伴う踏切除却による交通渋滞の解消を評価し、本都市計画の変更賛成する。あわせて、これらの事業を早	・ 本事業については、地権者の皆様のご理解とご協力をいただきながら、早期完成を目指してまいります。 ・ 新駅設置については、費用対効果など様々

	期に進めることを望んでいる。 • これまでの庄本地区は、鉄道駅へのアクセスに課題を抱えており、過去に豊中市が計画した豊中市南西部地域整備構想案にて新駅設置の構想が示されながら、財政難により現実に至っていない。 • 今回の都市計画変更は、それを実現する絶好の機会だと捉えている。小中一貫校の整備を受けて、地域の過疎化がますます進むのではないかと懸念している。高架化を契機に、市街地の一体化が図られ、活力あふれる魅力あるまちづくりにつながり、高齢者や子育て世代にとって住みやすく優しい町となっていくことを切に望んでいる。地元住民の要望である新駅設置を検討するよう、豊中市に対して積極的に働きかけるよう大阪府に求める。	な観点から慎重な検討が必要であり、まずは既存駅のアクセス性の向上や交通結節機能の強化を図っていくと検討の主体である豊中市から聞いております。 • 本都市計画変更により鉄道を高架化することで、踏切の除去による踏切事故や渋滞の解消、分断されている市街地の一体化を図ることができ、加えて、既設鉄道用地等を活用することにより地域活性化が期待できます。 • 今回の公聴会でいただいた新駅設置に関するご意見については豊中市に申し伝えるところに、市が取り組むまちづくりに協力してまいります。
C ・ D	• 都市計画道路及び都市高速鉄道の工事による昼夜を問わない至近距離での振動や騒音は、重い持病を抱える家族や療養中のペットに深刻な影響を与える。加えて、工事により月極駐車場が分断されると、緊急時に救急車や自家用車による搬送が困難となり致命的な事態に陥る。 • 現計画で立ち退き対象外となることは健康上のリスクは計り知れず、生活は困難である。 • したがって、事業者側に対し、移住地を考慮した立退き及び移転補償の対象とすること、あるいは、同等の安全な移転等の措置を講じることを強く要望する。工事着手にあたっては、家屋調査はもちろんのこと、工事による被害への補償を徹底することを求める。	• 本都市計画は、国道 176 号から兵庫県境の旧猪名川までを結ぶ幹線道路です。兵庫県側の山手幹線と接続することで国道 2 号や国道 43 号を補完する阪神間の広域的な道路ネットワークを形成するものです。 • 移転対象であるかどうかは、都市計画決定を行った後、事業化の段階で現地測量を行い、事業に必要な範囲の確定を行った後の判断となります。本事業に伴い移転補償の対象となった場合、国土交通省による公共用地の取得に伴う損失補償基準等に基づき、事前の調査や土地の評価を行い、適正に算定した損失補償額を地権者の皆様へご提示することとなります。損失補償は、原則として金銭をもってするものとしており、移転対象となる場合は、移転先の選定費を含めて移転に要する費用を補償いたします。 • 工事の着手にあたっては、適宜説明会を開催する等、各段階で沿道の皆様に丁寧にご説明を行い、安全を確保しながら事業を進めてまいります。